

府民の声システムの登録対象について

1. 登録対象

- ① 政策提言…府政に関する政策についての提言で具体的な内容、各論が述べられているもの
 - ・ 新規制度・事業の創設、新しい企画の提案
 - ・ 中長期的な政策の検討を要望する申出
 - ・ 政策立案が必要であったり、府単独で実施できないものなど、実行に一定の時間を要すると考えられる政策提言
- ② 要望…府政に関する個別事項に関する具体的な要望
 - ・ 府の既存の制度、事業、サービス等に関する個別事項の改善や変更の検討を要望する申出。ただし、具体的な不満足に基づくものは苦情に分類する
 - ・ 府単独で実行可能なものや、予算化が不要など、実行に時間がかからないもの
 - ・ 一義的には府の所管ではなく、他の機関（国、市町村、法人等）の所管事項であると認識しているが、府に対して何らかの対応を求めているもの
 - ・ 個別政策案への賛成、反対の意見
 - ・ 知事自身の言動、行動、姿勢等に対する意見
 - ・ 道路、河川、橋梁、公共施設、府営住宅など府の管理物や管理業務等の不備に関する連絡や改善を求める申出
- ③ 苦情…大阪府の制度、事業やサービス等に対する具体的な不満に起因して、何らかの対応を申し出ること
 - ・ 府の業務、行政サービス、手続、処分、職員の対応等に対する具体的な不満足に対し、府に対して何らかの対応を要求する申出
 - ・ 府民の個人の利害にかかわる具体的な不満に対し府に対して何らかの対応を要求するもの
 - ・ 府職員の対応、組織の対応、大阪府の制度、仕組み、施設、設備に対する苦情

2. 登録の対象外

- ① 相談…府に対して何らかの行政上の対応を求めるものではなく、自ら行う行動に対して助言を求めるもの
- ② 問合せ…府の既存の制度、事業、サービス等に関する問合せ
- ③ 業務上の交渉や業務打合せ…事業実施上の特定の関係者との交渉過程での質疑や委託業者との業務実施上の打ち合わせ。
- ④ 趣旨不明等…府所管外の事項や民衆の争い、営業活動、主旨が不明なもの、いたずら等と認められるものなど府政運営に直接かかわらない事項